



観観資第345号の2
平成30年1月4日

各都道府県観光担当部長 殿

観光庁観光地域振興部
観光資源課長



全国通訳案内士・地域通訳案内士に類似する名称について

標記について、全国通訳案内士・地域通訳案内士に類似する名称を別添のとおり整理したので、その旨了知頂くとともに関係者に周知願います。

観観資第345号

平成30年1月4日

各地方運輸局観光部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

観光庁観光地域振興部

観光資源課長

全国通訳案内士・地域通訳案内士に類似する名称について

通訳案内士制度については、「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」(平成29年法律第50号)の施行により、業務独占資格から名称独占資格へと見直され、今後は無資格者でも有償で通訳ガイドを行うことが可能になるものの、引き続き、無資格ガイドが「全国通訳案内士」や「地域通訳案内士」又はこれに類似する名称を用いることは、名称独占規定違反として法令違反としている。

今般、「全国通訳案内士」や「地域通訳案内士」に類似する名称について、下記のとおり整理したのでその旨了知するとともに、無資格ガイドから名称に関する相談がなされた場合には、本通知を踏まえ適切に対応されたい。

記

「全国通訳案内士」や「地域通訳案内士」に類似する名称は、多様なケースがあり得ると考えられるが、例えば、以下の名称を用いる場合又は外国語での名称を用いる際にその日本語訳が以下に該当する場合には、類似する名称に該当すると考えられる。

1. 単純な名称

例えば、以下のような単純な名称は、有資格者として一般的に用いられていることから、これを名乗ることにより、有資格者と誤認される恐れがある。

・「通訳ガイド」等

2. 地名+ガイド

例えば、以下のような「地名+ガイド」の名称を用いる場合には、全国通訳案内士や地域通訳案内士と同様に、「その地域内の有資格者」と誤認される恐れがある。

- ・「日本+ガイド」
- ・「地域+ガイド」等

3. 公主体+ガイド

例えば、以下のような「公主体+ガイド」の名称を用いる場合には、有資格者と同様に、公主体が保障するガイドと誤認される恐れがある。

- ・「国家+ガイド」
- ・「政府+ガイド」
- ・「〇〇県（市）+ガイド」等

4. 行為+ガイド

例えば、以下のような公の主体から一定の認証を与える「行為+ガイド」の名称を用いる場合には、政府や地方公共団体等の公主体が認定されたガイドと誤認される恐れがある。

- ・「認定+ガイド」
- ・「登録+ガイド」
- ・「許可+ガイド」等

5. 高品質+ガイド

例えば、以下のような「高品質+ガイド」の名称を用いる場合には、「日本国内や地域内で有資格者と同等の知識・能力を有するガイド」と誤認される恐れがある。

- ・「トップガイド」
- ・「スペシャルガイド」
- ・「ハイレベルガイド」等

6. その他

(1) 類似する名称の追加について

上記名称以外にも、全国通訳案内士又は地域通訳案内士に類似する名称は今後の制度の運用及び実態に応じて多数生じると考えられることから、上記に掲げた名称以外のものについても、引き続き、観光庁において、適切に検討を行うとともに、必要に応じて類似する名称を追加することとする。

(2) 類似する名称を使用する行為について

例えば、以下のような行為を行うことは「類似する名称を使用」と考えられる。

- 訪日外国人旅行者に対して、「自分は全国通訳案内士」又は「自分は地域通訳案内士」と名乗る行為。
- バッジ等により「全国通訳案内士」又は「地域通訳案内士」と表示する行為。